平成14年(ネ)第4763号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成13年(ワ)第23818号)(平成16年2月9日口頭弁論終結)

決 控訴人 株式会社ウエストサイド 訴訟代理人弁護士 久 道 村 寛 堀 同 樹 中 同 北 畄 章 同 内 雄 Ш 康 同 田 孝 同 神 哉 知 同 南 石 原 湯 伸 同 小 倉 秀 夫 テクモ株式会社 夫 同 小 被控訴人 雅 訴訟代理人弁護士 文 主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 第2 事案の概要

本件は、プレイステーション2(以下「PS2」という。)用ゲームソフト「DEAD OR ALAIVE 2」(以下「本件ゲームソフト」という。)の著作者としての同一性保持権(以下「本件同一性保持権」という。)を有する被控訴人が、本件ゲームソフトに「かすみ」という名で登場するキャラクター(以下「かすみ」という。)のコスチュームについて、裸体を選択できるようにメモリーカード上のパラメータデータを編集できるプログラム(以下「本件編集ツール」という。)をCD-ROMに収録して販売した控訴人の行為は、被控訴人の意に反する本件ゲームソフトの改変を惹起するものであり、本件同一性保持権を侵害すると主張して、控訴人に対し、損害賠償として慰謝料の支払を請求している事案である。

原審において、被控訴人は、本件同一性保持権及び本件ゲームソフトの翻案権の侵害に基づく損害賠償として慰謝料400万円の支払を請求したところ、原判決は、本件同一性保持権の侵害を肯定し、損害賠償として慰謝料200万円及びこれに対する附帯金員(支払請求の日の翌日である平成13年6月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金)を認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人のみが敗訴部分の取消しを求めて控訴し、被控訴人は控訴も附帯控訴もしていないから、翻案権の侵害に基づく請求は、当審における審判の対象ではない。

1 前提となる事実

- (1) 被控訴人は、コンピュータゲームを製作、販売することを主な業務内容とする会社であり、控訴人は、ゲームユーティリティなどを収録した雑誌類の販売等を主な業務内容とする会社である。
- (2) 被控訴人は、著作権法2条1項1号にいう著作物である本件ゲームソフトの著作者であり、その著作者人格権として本件同一性保持権を有する。
- (3) 控訴人は、本件編集ツールを製作し、これをCD-ROMマガジン「お楽しみ CD」3 O号(平成13年2月9日発売)及び同31号(同年4月13日発売)中の CD-ROM(以下「本件CD-ROM」という。)に収録して販売した。
 - 2 控訴人の主張
- (1) 本件ゲームソフトには、ゲーム中の対戦画面において「かすみ」の裸体影像(以下、対戦画面における「かすみ」の裸体影像を「本件裸体影像」という。)を表示する機能があらかじめ組み込まれていたのであるから、このような影像をモニター上に表示することは、改変には当たらない。

ア 本件裸体影像は、本件ゲームソフトに収録されたプログラム及びデータ に何らの改変を加えずに、本件ゲームソフトを実行することにより、モニター上に 表示される。「かすみ」を含む登場キャラクターの戦闘姿をデモンストレーション

するオープニングムービーにおいて、半透明のゼリー状のものにくるまって横たわ っている裸体の「かすみ」が表示されるが、これらのオープニングムービーを表示 することのみを目的として「かすみ」の裸体影像に関するポリゴンデータが作成さ れているとすれば、顔とともに乳房がクローズアップされた正面からの影像、斜め 後ろから「かすみ」の全身裸体を表示した影像、裸体の「かすみ」が戦闘相手に向 かって足を大きく蹴り上げる動作をしている影像をそれぞれスムーズに描くのに必要なポリゴンデータを作成する必要はないから、これらのポリゴンデータが作成されていることは、本件裸体影像が表示されるように本件ゲームソフトが開発された ものとみるべきである。また、上記場面は非常に唐突に現れるものであって、ストーリー上必然性がないし、上記オープニングムービー後のストーリー展開にも何ら つながりをもたないものである。むしろ、本件裸体影像に関するポリゴンデータを 本件ゲームソフトに収納するための大義名分として、オープニングムービー中に、裸体の「かすみ」が半透明のゼリー状のものにくるまって横たわっている場面が挿 入されたものとみるのが自然である。ユーザーが、PS2所定のスロットに、本件編集ツールを実行して市販のPS2用メモリーカードのデータを書き換えたメモリーカード(以下「本件メモリーカード」という。)を挿入し、12人のキャラクターの中から「かすみ」を選択すると、画面左下の「C1」ないし「C6」までのアイコン(以下「コスチューム選択アイコン」という。)に加えて、更に「C6」の上に「C2」といる。フィフン(以下「オ件マイフン」という。)がままされる。この場合、オ件マイフン うアイコン(以下「本件アイコン」という。)が表示される。この場合、本件アイ コンを選択すると、本件裸体影像をスムーズに表示できるだけのポリゴンデータ が、収録されているファイルからRAMに読み込まれ、本件裸体影像が表示されるよう になる。上記の画面左下の「C6」の上に本件アイコンが表示された状態で、本件アイコンにカーソルを合わせると、裸体の「かすみ」の胸から上の影像が画面上左側に表示されるが、この影像はオープニングムービー中には使用されていない。この影像は、本件アイコンを選択すれば、本件裸体影像の「かすみ」を操作できること を知らせるために、被控訴人が殊更に作成し、本件ゲームソフトに収納したものと しか考えられない。ユーザーが、PS2所定のスロットに本件メモリーカードを挿入し、12人のキャラクターの中から「あやね」を選択すると、画面左下の「C1」ないし「C6」までのアイコンに加えて、更に「C6」の上に「C2」というアイコンが表示されるが、この「C2」を選択すると、プログラムが停止する。これは、「あやね」については、「かすみ」とは異なり、「C6」上の「C2」に対応するデータが存むした。 在しないからである。

「東判決が認定したのは、「ストーリーモード」において、戦闘相手を倒すということの繰り返しでは、「かすみ」のコスチューム数データ(以下 その他の方法によっても本件パラメータデータが 7 にはないることだけであっことは「からことはないらことはないらことはないがら、「ストーリーモード」において、本件は「ストーリーモード」において、本件ないことでは、本件が「ストーリーをです。ないない。本件が「ストーリーをです。」において、本件が「ストーリーをです。」において、「ないで、「ストーリーを変更しただけで、「ストーリーをでは、「ストーリーをです。」において、本件でようで、「ストーリーモード」において、本件でよりでプレイすることをで、「ストーリーモード」において、本件では、カーストーリーモード」において、本件であるのが常識的である。

「ストーリーモード」において、本件で、カーストールである。
「ストーリーモード」において、本件では、カーストールである。

ウ 被控訴人は、本件ゲームソフト中のコスチュームリミットテーフル、「ストーリーモード」のエンディング処理プログラム及びチェックサムプログラムによって、「かすみ」の選択可能なコスチュームが6であること及び被控訴人が本件パラメータデータを7として管理されている裸体影像を対戦画面で使用することを全く想定していなかったことが明らかであると主張する。

しかしながら、甲69は、戦闘相手を倒すことによって選択可能なコスチュームを増加させることができるのは「ストーリーモード」の場合に限られているということを示しているにすぎず、他の方法によっては選択可能なコスチュームを増加させることはできないことを何ら示していない。例えば、業務用「DEAD OR ALIVE 2」には、「かすみ」及び「あかね」について、選択可能なコスチュームが増加する「裏技」があり、被控訴人は、このような「裏技」を忍ばせておくことに関しては、実績がある。

また、チェックサムとは、「データを送受信する際の誤り検出方法の一つ。送信前にデータを分割し、それぞれのブロック内のデータを数値とみなして合

計を取ったもののはでは送手では、 できたデータ列からには、 でできたデータ列からどうなどのです。というでは、 でできたででする。というでは、 ででありが生じていって、 でであり、ことをでする。というでして、 でであり、ことをでする。というでは、 には、 でであり、ことをでする。というでは、 には、 でであり、 には、 でであり、 には、 でであり、 には、 でであり、 には、 には、 でであり、 には、 にい、 でであり、 にい、 でであり、 にい、 でであり、 にい、 ででがこことをできまりでし、 にい、 でのり、 にい、 でのり、 にい、 でのり、 にい、 でのり、 にい、 でのり、 にい、 でのし、 にい、 でのし、 にい、 でのし、 にい、 でのし、 ののいな、 ののいな、 ののに、 ののいな、 ののいな、 ののいな、 ののいる、 のいる、 のいる。 のいる、 のいる。

一工 同一性保持権の侵害行為は、「他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴を維持しつつその表現形式上の本質的な特徴を感得されても、その表現形式上の本質的な特徴を感得さしても、その表現形式上の本質的な特徴を感得さしない。 で態様にて利用する行為は、原著作物の同一性保持権を見まる。 でしても、その表現形式上の本質的な特徴を感得さしない。 でしても、その表現形式上の本質的な特徴を感得さしない。 でしても、その表現形式上の本質的な特徴を感得さしない。 でしても、方為は、原著作物の創作性が残存してい、本件においる。 でしたのであり、原著作物の創作性が残らしてい、本件においる。 をは、被控訴したら種類のコスチューム影像におけてよいを明して、 をは、被控訴ずれも維持していない。 をは、被控訴するものということは、本件ゲームソフト中の「かすみ」の当たらを とは、な変するものということはできず、本件同一性保持権の侵害によっな本件に を改変するものということはできず、本件によっての影像デーム。 が自体に、なが創作し、その影像デーム。 がし、ながすみ」の他のコスチューム。 がし、ないすみ」の他のコスチューム。 がし、ないするという事実はない。

また、本件CD-ROMには、多数のソフトやデータ集が収録されており、本件編集ツールに限定しても、それを実行すると、「かすみ」以外のキャラクターについては、コスチューム数データを最大限可能なコスチューム数に編集するようになっているから、「かすみ」の影像の改変のみを目的とするものではない。

- (3) 本件編集ツールを用いて本件裸体影像をモニター上に表示させるユーザー は、一般に自ら本件裸体影像を楽しむために改変を行うのであって、通常、自らのモニターに本件裸体影像が表示されている状態を公衆に見せるということはない。 したがって、ユーザーが本件編集ツールを用いて本件裸体影像をモニター上に表示 させたとしても、私的領域内にとどまる改変は、同一性保持権の侵害には当たらな いから、本件同一性保持権は侵害されないというべきである。個人的又は家庭内そ の他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的する翻訳、編曲、変 形又は翻案が、これらの行為に著作物の改変が必然的に伴うことから、著作者の同 意なくして行えないとするならば、著作権法43条1号は無意味な規定ということになるが、同法50条は、同法43条1号を無意味にする規定と解すべきではな 一定の場合に著作権を制限するという法の目的に合致するように、 権が構成されなければならない。私的使用目的の改変等について翻案権を制限する という同法43条1号の目的に合致するためには、改変された著作物が公衆に提供 又は提示されない限り,同一性保持権の侵害は成立しないというべきである。ま た、同法20条1項にいう「意に反して」とは、当該改変を著作者の意に反しているとすることが社会的にも承認される場合に限定され、改変が著作者の意に反しな いものと客観的に評価される場合には、著作者の同意がなくても同一性保持権の侵 害には当たらないというべきであり,著作物を通してそん度される著作者の名誉や 自尊心が、その評価と判断の基準となる。本件編集ツールを使用してパラメータデ 当然に、自らを改変者と自認しているのであり、それ -タを編集するユーザーは, らの改変を著作者である被控訴人自身が加えたものとは認識していないのであるか ら、著作者の名誉や自尊心が損なわれるとはいえない。したがって、本件編集ツールを使用してパラメーターデータを編集し、本件裸体影像でプレイするユーザーの 行為は、被控訴人の本件同一性保持権を侵害しない。
- (4) 損害について 被控訴人の損害の主張は争う。本件CD-ROMには、本件編集ツール以外にも多数のソフトやデータ集などが収録されていたのであり、本件編集ツールに興味がないが他のソフトやデータ集に興味があったために本件CD-ROMを購入したユーザーも多数存在したものと考えられる。また、本件編集ツールは、本件ゲームソフトを所持しているとは限らない。さらに、本件編集ツールは、これを使ってパラメータデータの編集を行えば、「かすみ」を含むすべてのキャラクタとにすることができることから、本件裸体影像でプレイしたい者以外のユーザーとにすることができることから、本件裸体影像でプレイしたい者以外のユーザーとしたユーザーが、本件編集ツールを使用して、メモリーカードに記録されたパラメータデータを編集し、本件裸体影像を表示させたものと断定することはできない。3 被控訴人の主張

(1) 本件ゲームソフトのゲーム中の対戦画面において、本件裸体影像をモニタ

カーソルを合わせると、裸体の「かすみ」の胸から上の影像が画面上左側に表示されるのは、コスチューム選択アイコンにカーソルを合わせると、対応するポリゴン

データを読み込むためである。このように、「かすみ」については、本件裸体影像がポリゴンデータの形式で本件ゲームソフト中に収録されているが、控訴人が主張するように本件裸体影像を対戦画面で使用することを予定して製作したものではない。対戦画面において、コスチュームを着けた「かすみ」は、まばたきをするが、本件メモリーカードを使用して表示された本件裸体影像の「かすみ」は、まばたきをしない。これは、オープニングムービーにおいて、裸体の「かすみ」は、顔のアップシーンがないので、まばたきをするモーションデータがないためである。

イ 本件ゲームソフトでは、「かすみ」の選択可能なコスチュームは6種類であり、本件裸体影像は、コスチュームではなく、オープニングムービーで引用されることだけが予定されているのである。この点に関する被控訴人の意図は、本件ゲームソフト中のコスチュームリミットテーブル及び「ストーリーモード」のエンディング処理プログラムから明らかである。本件ゲームソフトにおいて、コスチューム数の増加処理は、甲69(被控訴人作成のソースプログラム抜粋「エンディング実行中の処理」)記載のとおりである。甲69

に「if(CmnPlayMode==MAIN_ARCADE)」(2頁「コスチューム追加処理部」の項)とあるのは、「ユーザが選択しているプレイモードが『ストーリーモード』の場合には」という意味である。ちなみに、本件ゲームソフトは、業務用「DEAD OR ALIVE 2」をPS2用に移植したものであるところから、従来からの「MAIN_ARCADE」モードを「ストーリーモード」としているのである。そして、本件ゲームでは、「ストーリーモード」の場合のみ、コスチューム数の増加処理が行われるのであり、各キャラクターのコスチューム数を規定しているコスチュームリミットテーブル(甲63)を超えた数値にまで増加されることはなく、「かすみ」については、コスチューム数は最大で6であって、コスチューム数として7を記録することはない。控訴コスチュームとして選択できるかのような主張をしているが、そのような事実はない。第一年、「かすみ」及び「あかね」について、選択可能ないのである。

エ 控訴人は、改変された影像は、被控訴人が創作した6種類のコスチュー

ムの表現形式上の本質的特徴を維持していない旨主張するが、同主張は、改変されたのはコスチュームの部分だけであるという前提に立かが見れた。本件裸のきに立かが見れていない。一点である。というでは、カームの表現形式上の本質的特徴を行うない。というでは、カームの表現形式上の本質が表現である。というで表示されたのというである。というで表現が表現である。というで表現である。

- (3) 私的領域における改変行為が翻案権の侵害にならないことは、著作権法43条1号の規定するところであるが、同一性保持権においては、同法50条はよいことは、著作権法明らかにそのような解釈を禁じている。また、上記改変は、およそ有意な点がなるであるである被控訴人の製作意図を甚だしくゆがめるものというほかはないものであるから、ユーザーによる私的領域内での改変であったというほかはないものであるから、ユーザーによる私的領域内での改変であったが、それが直ちに違法でないとすることはできないというべきである。したがでも、それが直ちに違法でないとする幇助であるというべきであるによび、本件においては、実質的な違法の原因は、ユーザーをある控訴人が、ユーザーを盾にして自らの無責を主張するなどというな立場にある控訴人が、ユーザーを盾にして自らの無責を主張するなどということは許されない。

(4) 損害

が控訴人は、「お楽しみCD」30号及び同31号を、少なくとも各1万部製作し、全国490店舗の販売店に販売した。控訴人の行った改変行為は著しく低俗かつ破廉恥な内容である上、控訴人の販売した上記各「お楽しみCD」の総数も看過し得ない数量である。したがって、これにより被った被控訴人の慰謝料は200万円を下らない。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件ゲームソフトの改変について
 - (1) 上記第2の1の前提となる事実と証拠(甲1-1, 2, 甲2, 4~6, 6

3,64,69~72,73-1~6,甲74~77,乙2,3,5,検甲1~3,検乙1)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。 被控訴人が著作者として本件同一性保持権を有する本件ゲームソフト は、ゲームを行う主人公(プレイヤー)が、「ストーリーモード」、「チームバトルモード」、「タイムアタックモード」、「スパーリングモード」、「サバイバルモード」、「バーサスモード」、「タッグバトルモード」及び「オプションモー ド」の8ゲームモードから一つを選択し、「かすみ」、「レイファン」、「ゲン・フー」、「ティナ・アームストロング」、「ザック」、「ハヤブサ」、「あやね」、「ジャン・リー」、「エレナ」、「バース・アームストロング」、「レオ ン」及び「アイン」の12人のキャラクターの中から一人のキャラクターを選択 し、さらに、複数のコスチューム(「かすみ」については、「C1」は忍装束 「C2」は忍装束 (白), 「C3」は忍装束 (赤), 「C4」は忍装束 「C5」は制服, 「C6」は制服(冬服)である。)から一つを選択した上で プレイするが、「ストーリーモード」においては、戦闘に勝利すると場面が変わ り、次の対戦相手と戦闘するというストーリーを内容とする。ユーザーが、メモリーカードをPS2所定のスロットに挿入した状態で本件ゲームソフトを起動させると、登場キャラクターの戦闘姿をデモンストレーションするオープニングムービーがモ iター上に表示されるが,その中で,ゼリー状のカプセルに包まれた裸体の「かす み」が登場する。これは本件ゲームソフトのストーリー中に「偽かすみ」がクロー み」が登場する。これは本件ケームソフトのストーリー中に「偽かずみ」がクローン技術によって作られたとの設定があり、そのストーリーの中で「かすみ」が捕らえられているシーンを表示したものである。ユーザーが、コントローラを操作し、「ストーリーモード」を選択し、「CHARACTER SELECT」と題する画面を表示させると、画面下中央部分に上記12人のキャラクターの顔を表示したアイコンが表示される。ユーザーがコントローラを操作し、この中から一人のキャラクターのアイコンにカーソルを合わせて選択すると、画面左下部分に、「C1」、「C2」等の文字を 角がやや丸い横長の長方形で囲んだコスチューム選択アイコンが縦に並んで表示される。コスチューム選択アイコンは、当該キャラクターのコスチューム数データの 数だけ表示され、ユーザーがこの中から一つのコスチュームのアイコンにカーソル を合わせると、画面上左側に当該コスチュームが表示され、そのアイコンをユーザーが選択すると、対戦画面において当該キャラクターが着用するコスチュームが決定される。ユーザーが上記12人のキャラクターから「かすみ」を選択した場合、 初期段階では、画面左下に下から順に「C1」、「C2」と表示された二つのコスチュ -ム選択アイコンが示す上記2種類のコスチューム(「C1」は忍装束 (青),「C2」は忍装束(白))から選択することができ、対戦相手との戦闘に勝 利してゲームをクリアするごとに選択可能なコスチュームが増え、最終的には、6 種類のコスチュームを選択することができるようになる。上記6種類のコスチュー ム中に裸体影像は含まれていないのに、「かすみ」の裸体影像は、ポリゴンデータ として本件ゲームソフトに収録されているが、その理由は、被控訴人が各キャラク ターの影像のポリゴンデータを製作するに当たっては、まず、コスチュームを着けていない状態の各キャラクターの体の基本線を決めるポリゴンデータである「素 体」を製作した上、「素体」を基本に各コスチュームを着けたキャラクターのポリゴンデータを製作したものであるところ、その際、オープニングムービーの上記シーンにおいて使用するポリゴンデータとして、「かすみ」の「素体」のポリゴンデータを利用したためである。上記「かすみ」の裸体影像は、対戦画面で使用することを表記して制作したとのである。上記「かすみ」の裸体影像は、対戦画面で使用することを表記して制作したとのではないため、対戦画面で使用することを表記して制作したという。 とを予定して製作したものではないため、対戦画面で使用することを予定して製作 されたコスチュームを着けた「かすみ」とは異なり、まばたきをするモーションデ

ータがなく、まばたきをしない。
 イ 本件ゲームソフトにおいて、ユーザーがセーブコマンドを選択した際に、メモリーカードに記録されているパラメータデータの13EOAないし13E15のアドレスにその時点で各キャラクターが選択可能なコスチュームを記録している。「かすみ」の場合、13EOFのアドレス(以下「アドレス13EOF」という。)に、ゲームの進行具合に応じて、2ないし6のいずれかのデータが記録され、アドレス13EOFに2というデータが収録されたときは、ユーザーは2種類のコスチュームを選択できる。本件ゲームソフトにおいて、通常にプレイした場合、アドレス13EOFに7というデータが収録されることはなく、仮に、7というデータが収録された場合は、チェックサムプログラムによりチェックサム値の異常が検出され、エラーとなる。また、コスチュームリミットテーブル上の「かすみ」の選択可能なコスチュームの最大値は6であ

ウ本件編集ツールは、メモリーカードに記録されたアドレス13EOFの本件パラメータデータを7にするとともに、これに合わせてチェックサムデータを変更する(以下、これらの処理を「本件編集」という。)ものである。本件編集ツールは、本件CD-ROMに、多数のソフトやデータ集などと共に収録され、ユーザーは、コンピュータで本件CD-ROMを起動し、メニュー画面から「ヌードのカスミでゲームする PS2版DEAD OR ALIVE2」を選択し、画面の表示に従って操作すると、本件編集ツールの使用法(以下「ツール使用法」という。)が表示され、ツール使用法に従って、本件CD-ROMに「doa2edit. |zh」のファイル名で収録されている本件編集ツールをユーザーのコンピュータにインストールした上、インストールした本件編集ツールを実行し、さらに、ツール使用法に従って操作すると、パソコンからPS2用メモリーアダプターを介して接続されたメモリーカードに本件編集がされたデータが転送され、本件メモリーカードが作成される。

エ ユーザーが、PS2所定のスロットに本件メモリーカードを挿入し、「ストーリーモード」を選択し、12人のキャラクターの中から「かすみ」を選択すると、画面左下の「C1」ないし「C6」のコスチューム選択アイコンに加えて、「C6」のコスチューム選択アイコン上に更に本件アイコン(「C2」)が表示される。ユーザーが本件アイコンにカーソルを合わせると、画面上左側に「かすみ」の裸体の静止影像が表示され、本件アイコンを選択すると、「かすみ」が本件裸体影像で対戦相手と戦闘するできるようになる。本件アイコンを選択すると裸体の「かすみ」の胸から上の影像が画面上左側に表示されるのは、コスチューム選択アイコンにカーソルを合わせると、対応するポリゴンデータを読み込むためである。

(2) 控訴人は、本件ゲームソフトには、ゲーム中の対戦画面において本件保体影像を表示する機能があらかじめ組み込まれていたと主張し、その理由として、①オープニングムービーを表示するために必要のない「かすみ」の裸体影像のポリゴンデータが作成されていること、②オープニングムービーの場面はストーリー上必然性がないこと、③本件アイコンを選択すると裸体の「かすみ」の胸から上の影像が画面上左側に表示されるのに対し、「あやね」については、「かすみ」とは異なり、本件アイコンを選択するとプログラムが停止するが、これは、「あやね」については、「かすみ」とは異なり、「C6」上の「C2」に対応するデータが存在しないからであることを挙げる。

そこで、まず、上記①の点について検討すると、オープニングムービーは、「かすみ」の「素体」のポリゴンデータを利用して製作したものであり、「かすみ」の裸体影像は、対戦画面で使用することを予定して製作したものではないため、対戦画面で使用することを予定して製作されたコスチュームを着けた「かすみ」とは異なり、まばたきをするモーションデータがなく、まばたきしないことは上記(1)アのとおりであり、「かすみ」の裸体影像のポリゴンデータがオープニングムービーを表示するために必ずしも必要ないとしても、「素体」のポリゴンデータがとしては必要であり、これを利用してオープニングムービーを作成したにすぎないのであるから、「かすみ」の裸体影像のポリゴンデータが作成されたことは、控訴人の上記主張を裏付けるものということはできない。また、上記②の点についても、オープニングムービー中に登場するゼリー状のカプセルに包まれた裸体の「か

すみ」は、本件ゲームソフトのストーリー中に「偽かすみ」がクローン技術によって作られたとの設定があり、そのストーリーの中で「かすみ」が捕らえられているシーンを表示したものであることは、上記(1)アのとおりであるから、オープニングムービーの場面に特に不自然な点はないというべきである。さらに、上記③の点について、本件アイコンが表示される理由は、上記(1)オのとおりであり、本件アイコンを選択すると裸体の「かすみ」の胸から上の影像が画面上左側に表示される理由が、コスチューム選択アイコンにカーソルを合わせると、対応するポリゴンデータが、コスチューム選択アイコンにカーソルを合わせると、対応するポリゴンデータが表記とよりであり、「かかね」について、「かすみ」とは異なり、本件アイコンを選択するとプログラムが停止する理由が、「CG」上の「C2」に対応するデータが存在しないからであることは、控訴人の主張するとおりであるが、「かすみ」のみ「C6」上の「C2」に対応するデータが存在しないからであるデータが存在しないからである。したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(3) また、控訴人は、「ストーリーモード」において、戦闘相手を倒す以外の方法によっても本件パラメータデータが7になることはないということは何ら証明されていないと主張する。しかしながら、本件ゲームソフトにおいて、通常にプレイした場合、アドレス13EOFに7というデータが収録されることはなく、仮に、7というデータが収録された場合は、チェックサムプログラムによりチェックサム値の異常が検出され、エラーとなり、また、コスチュームリミットテーブル上の「かすみ」の選択可能なコスチュームの最大値は6であることは、上記のとおりである。控訴人は、業務用「DEAD OR ALIVE 2」には、「かすみ」及び「あかね」に

控訴人は、業務用「DEAD OR ALIVE 2」には、「かすみ」及び「あかね」について、選択可能なコスチュームが増加する「裏技」があり、被控訴人は、このような「裏技」を忍ばせておくことに関しては、実績があると主張し、業務用「DEAD OR ALIVE 2」に控訴人主張のような「裏技」が存在することは、被控訴人の認めるところであるが、被控訴人執行役員管理部部長A作成の陳述書(甲74)によれば、本件ゲームソフトには、ゲーム中の対戦画面において本件裸体影像を表示する「裏技」は存在しないことが認められる。

さらに、控訴人は、コスチュームリミットテーブルの数値を6から7に変 更するに当たってチェックサムデータを変更しなければならないからといって、本件ゲームソフトにおいて、コスチュームリミットテーブルの数値の上限が6と定められていたことを意味せず、本件裸体影像でプレイされることを防止するために組み込まれたものではなく、また、本件パラメータデータは、「メモリージャグラー USB」などのメモリーカード編集用汎用ツールを用いて容易に編集することができ その場合に、本件ゲームソフトは、その数値を排除せずに、そのままメインプログ ラムのパラメータデータとして受け付ける仕組みになっているから,本件ゲームソ フトについて、「かすみ」をコスチューム番号フでプレイしたときに画面上に展開 するゲーム展開が改変禁止の限界範囲を超えるとは客観的に明らかではないとも主張する。しかしながら、本件ゲームソフトの「ストーリーモード」においては、各キャラクターの対戦成績に対応してコスチューム数が増加し、「かすみ」において は、初期段階では2種類のコスチューム(「C1」は忍装束(青),「C2」は忍装束 (白)) から選択することができるにすぎないが、対戦相手との戦闘に勝利してゲ -ムをクリアするごとに選択可能なコスチュームが増え,ユーザーがセーブコマン ドを選択した際にメモリーカードに記録されているパラメータデータのアドレス 13EOFに、ゲームの進行具合に応じて、2ないし6のいずれかのデータが記録され、 アドレス13E0Fに2というデータが収録されたときは、ユーザーは2種類のコスチュームを選択でき、6というデータが収録されたときは、6種類のコスチュームを選 択でき、通常にプレイした場合、アドレス13EOFにフというデータが収録されること はないことは、上記のとおりである。チェックサムとは、控訴人の主張するとお 「データを送受信する際の誤り検出方法の一つ。送信前にデータを分割し、 れぞれのブロック内のデータを数値とみなして合計を取ったもの。求めたチェックサムはデータと一緒に送信する。受信側では送られてきたデータ列から同様にチェックサムを計算し、送信側から送られてきたチェックサムと一致するかどうかを検査する。両者が異なれば、通信系路上でデータに誤りが生じていることになるので、不過などの報告による。 で、再送などの誤り訂正手続をとる」(NTTコムウェアのワーズオンライン)ことで あり,本件ゲームソフトのチェックサムプログラムは,直接的に「かすみ」の裸体 影像データでプレイすることを禁止することを目的として作成されたものではない が、チェックサムプログラムが上記のような働きをする結果、セーブデータに変更 を加えない限り、「かすみ」のコスチューム数を記録しているアドレス13EOFにフと

いうデータが収録された場合は、チェックサムプログラムによりチェックサム値の 異常が検出され、エラーとなるのであるから、本件ゲームソフトにおいて、「かす み」のコスチューム数を記録しているアドレス13EOFに7というデータを収録し、これをPS2に読み込んでプレイすること、すなわち、「ストーリーモード」の対戦画面 において「かすみ」が本件裸体影像で対戦相手と戦闘することは、本件ゲームソフトの対戦画面の影像ないしゲーム展開が、本来予定された範囲を超えたものと認め られる。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (4) 控訴人は、改変行為の主体は各ユーザーであり、①本件CD-ROMを購入したユーザーは、控訴人の管理、支配の全く及ばない自宅等に持ち帰り、控訴人の意思 にかかわりなくユーザー自身の自由意思をもって本件CD-ROMに収録された本件編集 ツールを用いて本件メモリーカードを作成し、それを用いてコスチュームを選択 し、本件ゲームソフトにおける対戦画面の実行を行うのであって、ユーザーが上記 行為をすることについて控訴人がユーザーを管理,支配しているとはいえず,②控 訴人が本件CD-ROMを販売する目的は,本件編集ツールを用いて本件メモリーカード を作成し、コスチュームを選択して対戦画面を実行するという「改変」行為をユーザーにさせることにより利益を得ることにあったとはいえないから、控訴人が本件CD-ROMを販売した行為は、昭和63年最判のいう各要件を具備せず、また、本件 CD-ROMは、「かすみ」の影像の改変のみを目的とするものではないと主張する。し かしながら、昭和63年最判は、スナック等の経営者が、カラオケ装置と音楽著作 物である楽曲の録音されたカラオケテープと備え置き、客に歌唱を勧め、客の選択 した曲目のカラオケテープの再生による伴奏により他の客の面前で歌唱させるなど もって店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益を上げることを意図してい るときは、右経営者は、当該音楽著作物の著作権者の許諾を得ない限り、客による 歌唱につき、その歌唱の主体として演奏権侵害による不法行為責任を免れないとしたものであり、音楽の著作物に係る著作権である演奏権侵害に関する事案であっ 著作者人格権である同一性保持権の侵害に関する本件とは事案を異にし、適切 でない。また、本件編集ツールは、ツール使用法に従って操作すると、パソコンか らPS2用メモリーアダプターを介して接続されたメモリーカードに本件編集がされた データが転送され、本件メモリーカードが作成されるものであることは上記のとおりである。そして、本件CD-ROMには、本件編集ツール以外の多数のソフトやデータ 集なども収録されていることが認められるが、本件編集ツール自体には、本件編集 による本件メモリーの作成以外の目的があるとは認められない。
- (1) 本件ゲームソフトは、ユーザーが、「ストーリーモード」を選択してプレイした場合、各キャラクターの対戦成績に対応してコスチューム数が増加し、「かすみ」においては、初期段階では2種類のコスチューム(「C1」は忍装束(青)、「C2」は忍装束(白))から選択することができるにすぎないが、対戦相手との戦闘に勝利してゲームをクリアするごとに選択可能なコスチュームが増え、最終的には、6種類のコスチューム(「C1」は忍装束(青)、「C2」は忍装束(白)、「C3」は忍装束(赤)、「C4」は忍装束(黒)、「C5」は制服、「C6」は

本件同一性保持権の侵害について

- 制服(冬服))を選択することができるようになるという設定となっているものであることは上記1の(1)アのとおりである。ユーザーが、通常にプレイした場合、対戦画面において「かすみ」が本件裸体影像で対戦相手と戦闘することはないのに対し、本件メモリーカードを使用すると、「かすみ」が本件裸体影像で対戦相手と関盟することはないのがある。したができるようになるものであり、これは、本件ゲームソフトの対戦面の影像ないしゲーム展開が、本来予定された範囲を超えたものである。した保持を受害するものというべきであるところ、本件編集ツールは、本件編集にの改善を侵害するものというべきであるところ、本件編集の中による本件による本件のの使用を意図して流通においた控訴人は、他人の使用による本件に同一性保持を見ります。これを収録したよる本件に関係を表表したものと記述された対し、不法行為に基づく損害賠償責任をうるのというべきである(最高裁平成13年2月13日第三小法廷判決・民集55十号87頁参照)。
- (2) 控訴人は、平成10年最判を引用し、本件編集ツールにより改変された本件裸体影像は、被控訴人が創作した6種類のコスチュームの表現形式上の本質的特徴を維持していないから、本件裸体影像を表示することは、本件ゲームソフト中の「かすみ」のコスチューム影像を改変するものということはできず、本件同一性保

持権の侵害に当たらない旨主張する。しかしながら、本件裸体影像を表示することは、本件ゲームソフト中の「かすみ」のコスチューム影像、すなわち、「C1」の忍装束(青)、「C2」の忍装束(白)、「C3」の忍装束(赤)、「C4」の忍装束(黒)、「C5」の制服及び「C6」の制服(冬服)を改変するものではないが、被害人が主張している改変は、上記コスチュームを着けた形で表現している「本件、本件、大きなのであることは、控制を関係であって、当該コスチューム部分のみにとどまるものではなく、本件、本件、大きなのであることは、であることは、ないのより、でD-ROMマガジン「お楽しみCD」30号のパンフレット(甲3)及びその「P5人でリーカード変更」裸して、「ヌードのカスミでゲームする!」、「P5人でリーカード変更」裸霞、全コスチューム使用可能」と表示しているというである。したがって、本件裸体影像は、放射作的に表現した6種類のコスチュームを着けた形で表現されている「かすみ」の影像との表現形式上の本質的特徴を維持しているというべきである。

3 損害について

本件ゲームソフトの改変は、上記のとおり、本件CD-ROMに収録した本件編集のようにするものである。本件CD-ROMを収めたCD-ROMマガジン「おという。30号(中である。本件CD-ROMを収めたCD-ROMマガジン「お楽しみCD」30号元である。本件CD-ROMを収めたCD-ROMマガジン「お楽しみCD」30号元で同31号(同年4月13日発売)の各販売総は、平成13年2月9日発売)及び同31号(同年4月13日発売)には、控訴には、15条し、15条に対しが、15条に対し、15条に対し、15条に対しが、15条に対しが、15条に対し、15条に対しが、

4 結論

以上のとおり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄 却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判官 岡 本 岳

裁判官 早 田 尚 貴